

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県公営企業管理者

企業局長 松下 育蔵

静岡県企業局管理規程第2号

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員就業規程（昭和42年事業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第3号の2中「本人印」を「本人確認」に、「記入又は押印する」を「記入する」に改める。

様式第3号の3中「印」を削り、「請求者印」を「請求者確認」に改める。

様式第3号の4中「印」を削る。

附 則

- 1 この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この管理規程の施行の際現に改正前の管理規程の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の管理規程の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この管理規程の施行の際現に改正前の管理規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。